

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて

〔平成22年7月27日
日本年金機構〕

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて

1. 事業の全体像

(1) 目的

- ・現在のコンピュータ記録に関しては、その一部について、紙台帳やマイクロフィルムの記録と一致しない事例が指摘されている。これまで国民年金特殊台帳等について、コンピュータ記録との突合せを行い、必要な記録訂正を進めてきたが、今後、平成25年度までの4年間で全件照合することを目標に、本格的に突合せ業務を実施し、記録の正確性を確保していく。

(2) 事業の概要

- ・「紙台帳検索システム」を用いて、コンピュータ記録と紙台帳等の記載内容の一致・不一致を確認する作業を行う。作業に当たっては、記載内容が形式上一致しているか否かを審査する「第一次審査」、不一致のものについて訂正履歴や関係資料を踏まえて当該不一致に理由があるかを確認する「第二次審査」の工程で行う。「第二次審査」で不一致であった場合には、①御本人への通知、②記録の訂正、③再裁定の順で作業を行う。
- ・全国29箇所突合せを行う拠点を設置し、本年秋頃を目途に作業を開始する。まずは東京の拠点（中央記録突合センター）で先行実施し、順次拡大し、年度内に全29拠点（1万8千人体制）で実施する。
- ・突合せは、①受給者・加入者に係る記録のほか、②未統合記録（いわゆる5000万件の記録）を対象とする。
⇒未統合記録については、解明の端緒となる情報（氏名等3条件等）について記録訂正がなされることにより、基礎年金番号への統合等、当該記録に解明につながる可能性がある。
- ・実施に当たっては、①中央記録突合センターにおいて、サンプル調査を行いつつ、年齢の高い受給者から実施（併せて、未統合記録を実施）、②続いて、他の突合センターにおいて、年齢の高い受給者から実施、③平成23年春頃より、突合せを希望する申出者について実施、③新規裁定者について、平成23年秋頃を目途に実施予定。

2. 検討課題

(1) 磁気媒体（CSV）による国民年金被保険者名簿の取扱い

- ・市町村から磁気媒体（CSV）の形で移管された国民年金被保険者名簿の正確性について、その作成過程や電子画像化過程における問題が指摘されているが、どう取り扱うか。

(2) 死亡者の取扱い

- ・死亡者に係る年金記録の突合せ作業をどうするか。

(3) 不一致とする際の判断基準

- ・過去の年金記録の訂正の履歴が残されていない場合等における取扱いをどうするか。

(4) 減額事例の取扱い

- ・突合せの結果、年金が減額となる可能性があるケースについての取扱いをどうするか（受給者・加入者）。

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて

(参考資料)

これまで実施した年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ結果について

制度別	対象件数	コンピュータ記録との突合せ結果の 不一致率	年金受給者1人当 たりの平均年金増 加額（年額）
国民年金	○市町村の被保険者名簿 約2000件（サンプル）	7件（0.3%） ・うち、年金受給者で年金額が増額となる もの 5件（0.2%）	10.4万円
	○国民年金特殊台帳等 約3100万件（全件）	300,411件（1.0%） ・うち、年金受給者で年金額が増額となる もの 91,157件（0.3%）	1.4万円
厚生年金	○厚生年金・被保険者名簿・原票 約20000件（サンプル）	277件（1.4%） ・うち、年金受給者で年金額が増額となる もの 77件（0.4%）	1.7万円

紙台帳検索システムについて

現在

- ・紙台帳等は各年金事務所等で保管
- ・他の事務所等が保管している紙台帳等を確認するためには、他の事務所等へ依頼し確認する作業が必要

紙台帳検索システム稼働後(平成22年度中～)

- ・紙台帳検索システムにより、端末(WM)から全ての紙台帳の検索・閲覧が可能に

A年金事務所



コンピュータ上の記録



A年金事務所
で保管する
紙台帳等

【事務所内で確認可能】

B年金事務所



B年金事務所
で保管
する紙台帳等

セキュリ
ティ倉庫



セキュリティ倉庫
の紙台帳

C市町村



C市町村の
紙台帳等

照会
依頼

確認

回答

【保管する事務所等へ依頼して確認が必要】

全国各地の突合せ拠点施設

※年金事務所を含む



コンピュータ上の記録

紙台帳検索システム

※基礎年金番号、手帳番号等から、関係の台帳を検索可能。



A年金事務所
で保管する紙台帳等



B年金事務所
で保管する紙台帳等



セキュリティ倉庫の紙台帳



C市町村の紙台帳等

【施設内で全ての紙台帳等の確認可能】

紙台帳検索システムにおける記録の収載状況(ポイント)

平成19年8月公表値

8.5億件

- ・名簿・原票の紙とマイクロの重複分
- ・国民年金特殊台帳等⇒既に突合せ済
- ・マイクロの厚生年金保険旧台帳等(いわゆる1466万件)⇒オンライン未入力

5.4億件

- ・厚生年金被保険者名簿・原票
- ・船員保険被保険者名簿
- ・国民年金被保険者名簿

・前回公表以降に存在が確認されたものによる増
・紙台帳の表裏両面を画像化することによる増

紙台帳検索システム収載

(平成22年7月13日現在)※

9.5億件

7.2億件

現段階で本人のコンピュータ記録に紐付いたものは約6.0億件。

その他は、紙台帳の記録の一部に不備があり補正を要する記録、学徒動員等健康保険のみの加入記録、紙台帳自体が判読不能な記録等。

※ このほか、手帳記号番号払出簿(約2.1億件)についても突合せ作業に活用する。

紙台帳検索システムにおける記録の収載状況

(単位: 万件)

内容	平成19年8月 公表値	紙台帳検索システム収載 (平成22年7月13日現在)	
			うち、本人のコンピュータ 記録に紐付いたもの
①厚年被保険者名簿・原票(重複分除く)	38885	33128	25076
②船保被保険者名簿(重複分除く)	855	853	257
③国年被保険者名簿(市町村名簿)	13702	34534	31933
④厚年・船保旧台帳(注1)	-	2434	2343
⑤紙とマイクロの重複分	25958	17991	13161
厚年被保険者名簿・原票	25382	17327	12977
船保被保険者名簿	576	664	184
⑥国民年金特殊台帳等	3304	4251	3765
⑦厚生年金保険旧台帳等	1790	1989	721
総計	84494	95180	77256
重複分等(注2)を除いたもの	53442	71921	60424
(参考) 手帳記号番号払出簿		21088	-

(注1) 厚年・船保旧台帳については、ワンビシ倉庫に保管(紙)しているものであり、平成19年8月公表時の件数には含まれていないもの。

(注2) 厚生年金被保険者名簿・原票や船員保険被保険者名簿のうち重複しているもの、既に突合せを終えた国民年金特殊台帳等、オンライン入力されていない厚生年金旧台帳等である。

(参考)

紙台帳検索システムにおける記録の収載状況（媒体別）

	平成19年8月公表値		紙台帳検索システム収載（平成22年7月13日現在）	
紙	国民年金被保険者名簿（注1）	4,070万件	国民年金被保険者名簿	17,387万件
	国民年金被保険者台帳	166万件	国民年金被保険者台帳	365万件
	厚生年金被保険者名簿・原票	25,382万件	厚生年金被保険者名簿・原票	17,327万件
	船員保険被保険者名簿	576万件	船員保険被保険者名簿	664万件
			厚生年金被保険者台帳（注2）	2,367万件
			船員保険被保険者台帳（注2）	67万件
			厚生年金別人台帳等（注2、注3）	35万件
マイクロフィルム	国民年金被保険者名簿（注1）	4,637万件	国民年金被保険者名簿	11,766万件
	厚生年金被保険者名簿・原票	38,885万件	厚生年金被保険者名簿・原票	33,062万件
	船員保険被保険者名簿	855万件	船員保険被保険者名簿	853万件
	国民年金被保険者台帳	3,138万件	国民年金被保険者台帳	3,788万件
	厚生年金被保険者台帳	1,754万件	厚生年金被保険者台帳	1,728万件
	船員保険被保険者台帳	36万件	船員保険被保険者台帳	38万件
			国民年金被保険者名簿（注2）	98万件
			厚生年金別人台帳等（注2、注3）	31万件
		船員保険被保険者台帳（注2）	223万件	
磁気テープ、磁気媒体	国民年金被保険者名簿	4,995万件	国民年金被保険者名簿	5,381万件
合 計		84,494万件		95,180万件
重複分等を除いたもの		53,442万件		71,921万件

（注1）地方社会保険事務所において保管されていたものを含む。

（注2）平成19年8月公表時において確認されていなかったもの。

（注3）その年金手帳記号番号が他の被保険者と重複しているためにオンライン化できなかった記録等である。

コンピュータ記録に紐付かなかった紙台帳等の画像データのサンプル調査 (1500件)について

○年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等について、本年3月に手帳記号番号と生年月に基づく紐付け作業を終えた段階において紐付かなかった画像1500件について、サンプル調査を実施し、紐付かない原因を分析した。

○結果（括弧内はサンプル数全体に占める割合）

- | | |
|--|----------------------|
| 1. 今回の突合せ業務の対象となる紙台帳 | 1 4 5 4 件（9 6 . 9 %） |
| （1）氏名と手帳記号番号、氏名と生年月日等に基づく紐付け作業により紐付く可能性のあるもの | 6 9 4 件（4 6 . 3 %） |
| （2）個別の作業により紐付く可能性があるもの | 7 5 0 件（5 0 . 0 %） |
| （3）紙台帳に原因があり紐付け困難なもの | 1 0 件（ 0 . 7 %） |
| 2. 今回の突合せ業務の対象とならない紙台帳（学徒動員等健康保険のみの加入記録等） | 4 6 件（ 3 . 1 %） |

（個別の作業により紐付く可能性がある紙台帳等の例）

- ・手帳記号番号・生年月日の記録が不備なもの（702件）
 - ・厚生年金保険旧台帳等の記録であって、氏名等限られた情報しか収載されていないもの（48件）
- ⇒今後、今回のサンプル調査を通じて得た知見を踏まえ、検索用のマニュアルを作成し、突合せを希望する申出者の方の作業において活用する。

（紙台帳に原因があり、紐付け困難な紙台帳等の例）

- ・手帳記号番号や氏名等の基本情報が記載されていない又は判読不能なもの(10件)

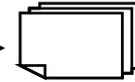
審査の流れ（第一次審査・第二次審査）

第一次 審査

○紙台帳とオンライン記録の
記載内容の一致・不一致を目視
でチェック



（目視で記載を
チェック）



（不一致）

（一致）

第二次 審査

○オンライン上の訂正履歴や関係
資料に当たり、不一致内容に理由
があるかどうかチェック

不一致
内容

（理由があるか
チェック）



等

（不一致）

（一致）

確認 通知

- 適正に審査が行われたかを確認
- 不一致事案について、ご本人に通知

第一次審査の流れ

1

○審査対象の情報の呼び出し

- ・基礎年金番号をキーとして、審査対象となる者のコンピュータ記録、紙台帳等の画像情報を呼び出し（画像情報は印刷）。

2

○1人目の審査（作業スタッフA）

- ・コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ審査（1回目）

3

○2人目の審査（作業スタッフB）

- ・コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ審査（2回目）

4

○審査結果の確認（スーパーバイザー）

- ・1人目、2人目の審査結果を踏まえて、審査結果を確定

⇒審査結果が「コンピュータ記録と紙台帳等が不一致」のものは第二次審査へ

第二次審査の流れ

1

○事案の分別

- ・ 不一致の理由に基づき、作業ラインごとに事案を分別。
（国民年金、厚生年金（記録相違）、厚生年金（記録漏れ）等）

2

○不一致に理由がないかの確認

＜例：厚生年金の記録（標準報酬や資格取得・喪失年月日等）の相違＞

① 端末（WM）により、二以上事業所勤務か、施行準備段階の記録か否か等を確認。

② WMや事跡管理システムにより、直近のコンピュータ記録やコンピュータ上の過去の訂正履歴を確認。

③ 払出簿等やWMの原票検索により、紙台帳上の訂正履歴を確認。

※原票検索：厚生年金被保険者名簿・原票等を事業所や管轄事務所をキーとして検索・閲覧できる機能。

3

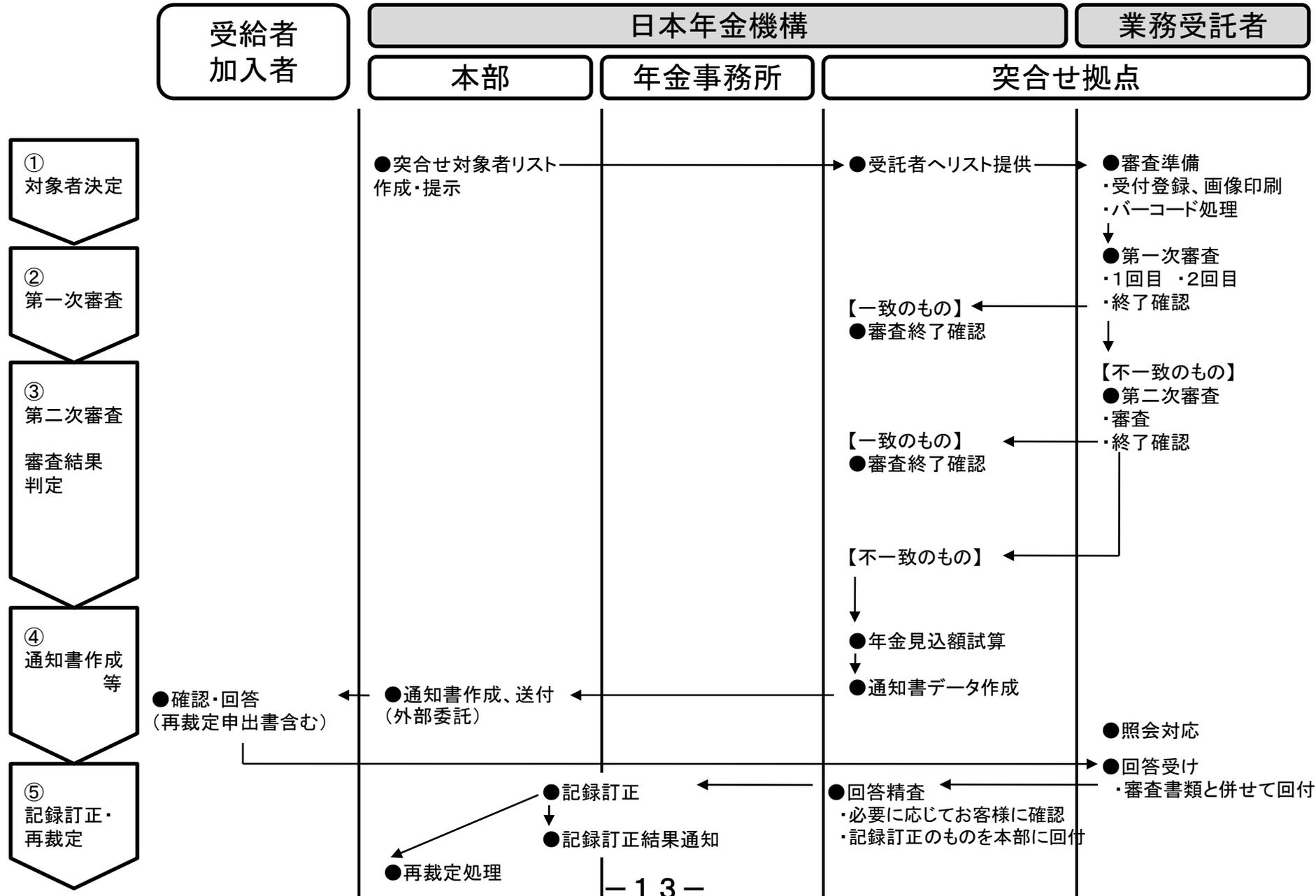
○審査結果の確認（スーパーバイザー）

- ・ 作業スタッフの審査結果を踏まえて、審査結果を確定

⇒職員による確認へ

突合せ業務フロー

※現時点の案であり、今後変更があり得る。



突合せを実施する拠点の場所・規模

設置場所	規模(人) (平成23年1月時点)
北海道	約800人
宮城①	約700人
宮城②	約700人
東京①	約1200人
東京②	約1100人
神奈川	約1100人
千葉	約800人
埼玉	約1200人
茨城	約400人
新潟	約300人
栃木	約300人
長野	約300人
静岡	約500人
愛知①	約900人
愛知②	約500人

設置場所	規模(人) (平成23年1月時点)
石川	約300人
大阪①	約800人
大阪②	約700人
兵庫	約800人
京都	約600人
岡山	約300人
広島	約700人
香川	約300人
愛媛	約300人
福岡	約700人
長崎	約300人
熊本	約300人
大分	約300人
鹿児島	約400人

計	29拠点	約17,700人
---	-------------	-----------------

※規模は、日本年金機構職員と外部委託事業者の要員の合計

突合せ業務における市町村台帳(国民年金被保険者名簿・磁気媒体)の取扱いについて

1 状況

- ・紙台帳検索システムの構築のため市町村から移管された国民年金被保険者名簿(国年名簿)については、紙ベースのほか、磁気媒体(CSV形式)によるものが含まれている。
- ・これらは、過去、市町村において紙ベースの名簿について入力を行い、磁気媒体(総合行政システム等)による管理に切り替えたものである。

※市町村の国民年金被保険者名簿
うち、CSV形式によるもの

3. 5億件
約0. 5億件(総索引件数の約14%)

2 CSVデータの取扱いに関する問題点と対応

(1) CSVデータの作成過程

- ・ある自治体で作成した名簿について、その相当部分が国のコンピュータ記録と相違していることが判明し、サンプル調査を実施したところ、コンピュータ記録上「未納」又は「免除」の期間を有する全ての対象者について、CSVデータでは、当該期間中の全部または一部が「納付」となっている等の相違有り。

⇒CSV形式により保管されていた名簿の正確性について、①年金事務所・事務センターへの調査②名簿移管市町村への磁気媒体切り替え時の状況等調査を実施中。

(2) CSVデータの電子画像化過程

- ・一部の市町村の電子画像データについて、市町村から提供された元データから正しく成形されていない疑いがあることが判明した。

※月ごとの納付の表示が当該市町村のオリジナルのデータと比較してズレて表記されていたり、納付年月日の数字が月ごとの納付の表示の欄に記載されているケースが判明。

⇒市町村から提供されたCSVデータ自体に誤りがあつたり、年度によってデータフォーマットが相違しているにもかかわらず、これを一律のフォーマットで成形したことが原因と推測される。

⇒このため、お客様や第三者委員会への回答は保留しつつ、CSVデータを提供した全市町村に対し、電子画像データのサンプルを送付し、検証を求める。

※こうした検証の目途がつくまでの間、CSVデータに係る国民年金被保険者名簿についてのお客様や第三者委員会への回答は保留する扱いとする。

- ・そのほか、CSVデータにより提供された名簿のうち、126市町村分については、データ形式の相違等から、電子画像化が未完了の状態であり、本年秋を目途に電子画像化を行うこととしている。

年金記録問題における死亡者の取扱いの現状

1 遺族年金の受給者が存在する場合

○ 以下の作業により、記録の持ち主である本人が既に死亡している場合は、その記録をもとに遺族年金を受給している遺族に確認を行い、申出を受けて、増額分を未支給年金としてお支払いしている。

① ねんきん特別便

※遺族年金の基となる記録として、遺族年金受給者へ送付して確認を依頼。

② 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せ

2 遺族年金の受給者が存在しない場合

○ 受給権を有する遺族を発見するためには、戸籍を公用請求し個別に遺族に当たる等の相当な作業を要することから、現在はこのような対応を行っていない。

○ 死亡した本人の記録に基づく未支給年金を受給した方がいる場合は、当該受給者へのお知らせを行うことも考えられるが、当該未支給年金受給者の現在の住所の把握が容易ではないこと等から、確認作業は行っていない。

※ 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せにおいては、全ての死亡者について確認作業(突合せ)を行っている。一方、ねんきん特別便については、見つかった記録が死亡者本人のものであるか否かを遺族が確認することは困難であることから、遺族年金の基となっている記録についてのみ確認作業を行っているところ。

(参考)三共済における死亡者の取扱い

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団が実施した特別便による記録確認においても、遺族年金の受給者が存在する場合に、その遺族に対して送付。遺族年金の受給者が存在しない場合は特段の対応を行っていない。

死亡者(遺族年金を受給する遺族がいる者を除く)に係る記録の件数

	突合せ対象件数	死亡者計	
		うち一致件数	うち不一致件数
国年特殊台帳とコンピュータ記録の突合せ	約 3096 万件	(※1)	約 6 万件(※2)
基金記録とコンピュータ記録の突合せ	約 4000 万件	約 280 万件(推計)	約 14 万件(推計)
紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ	約 5 億 9700 万件	約 4236 万件(推計)	約 36 万件(推計)

(※1) 国年特殊台帳の突合せ作業においては、不一致と判定された記録についてオンライン記録で生存の有無を確認したが、一致事例に関する生存、死亡の別は把握していない。

(※2) 約 6 万件のうち、年金額に影響があるものは約 5 万件。